

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和7年3月19日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係               | 3件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400172号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400036号

## 第1 結論

請求者のA社(平成20年1月4日にB社から名称変更)における請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額を別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月15日  
⑤ 平成17年12月15日  
⑥ 平成18年7月14日  
⑦ 平成18年12月15日  
⑧ 平成19年7月13日  
⑨ 平成19年12月14日  
⑩ 平成20年7月15日  
⑪ 平成20年12月15日  
⑫ 平成21年7月15日  
⑬ 平成22年7月15日

- ⑭ 平成22年12月15日
- ⑮ 平成23年 7月15日
- ⑯ 平成23年12月12日
- ⑰ 平成24年 7月13日
- ⑱ 平成24年12月10日

私は、A社から請求期間①から⑱までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①から⑱までの各期間の賞与を記録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑱までの各期間について、C銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）（以下「預金取引明細表」という。）及びA社における複数の同僚の賞与明細書（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①から⑱までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑱までの各期間に係る標準賞与額については、預金取引明細表及び同僚賞与明細書により推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の代表取締役は死亡している上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は破産手続を終結していることが確認でき、破産手続終結時の代表取締役からは、請求期間①から⑱までの各期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正による標準賞与額
①	平成15年12月10日	30万円	30万円	30万円
②	平成16年7月9日	27万円	27万円	27万円
③	平成16年12月10日	29万9,000円	29万2,000円	29万2,000円
④	平成17年7月15日	25万1,000円	26万8,000円	25万1,000円
⑤	平成17年12月15日	25万円	23万8,000円	23万8,000円
⑥	平成18年7月14日	23万7,000円	24万9,000円	23万7,000円
⑦	平成18年12月15日	25万6,000円	26万7,000円	25万6,000円
⑧	平成19年7月13日	24万6,000円	23万7,000円	23万7,000円
⑨	平成19年12月14日	26万7,000円	24万1,000円	24万1,000円
⑩	平成20年7月15日	23万8,000円	22万4,000円	22万4,000円
⑪	平成20年12月15日	26万7,000円	23万6,000円	23万6,000円
⑫	平成21年7月15日	18万円	17万2,000円	17万2,000円
⑬	平成22年7月15日	17万円	17万円	17万円
⑭	平成22年12月15日	17万円	16万7,000円	16万7,000円
⑮	平成23年7月15日	17万円	16万7,000円	16万7,000円
⑯	平成23年12月12日	17万円	16万3,000円	16万3,000円
⑰	平成24年7月13日	17万円	16万3,000円	16万3,000円
⑱	平成24年12月10日	17万円	16万円	16万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400178号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400037号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(平成20年1月4日にB社から名称変更)における平成25年12月1日から平成30年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年12月から平成30年4月までの標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成25年12月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成25年12月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年9月1日から平成28年2月1日までの期間及び平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から平成28年1月まで及び平成29年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成26年9月から平成28年1月まで及び平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：平成11年6月14日から令和元年9月1日まで

国の記録では、A社における標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。請求期間のうち一部期間の給与明細書を提出するので、請求期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、A社に係る平成26年1月支給分から令和2年12月支給分までの給与明細書（以下「給与明細書」という。）を提出しているところ、同社の先例事案において、請求期間当時の代表取締役は、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除方法は翌月控除である旨陳述している。このことから、請求期間のうち平成25年12月1日から平成26年9月1日までの期間について、給与明細書によると、別表の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、請求期間のうち平成26年9月1日から平成30年5月1日までの期間について、給与明細書によると、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成25年12月から平成30年4月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額若しくは本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、請求期間当時の代表取締役は死亡している上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は破産手続を終結していることが確認でき、破産手続終結時の代表取締役からは、請

求期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料納付についての回答は得られないが、請求期間のうち平成16年9月から令和元年8月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成25年12月1日から平成30年5月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成30年5月1日から令和元年9月1日までの期間について、給与明細書によると、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象にはならないため、同法による訂正は認められない。

2 請求期間のうち平成26年9月1日から平成28年2月1日までの期間及び平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間について、給与明細書によると、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成26年9月から平成28年1月までの期間及び平成29年9月から令和元年8月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額から、別表の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、平成26年9月から平成28年1月までの期間及び平成29年9月から平成30年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）並びに同年5月から令和元年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち平成11年6月14日から平成25年12月1日までの期間について、C銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）によると、

請求期間のうち平成12年1月25日から平成25年12月25日までの期間に各月の給与振込額が確認でき、当該期間の給与振込額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが確認できることから、請求者に係る平成11年12月から平成25年11月までの期間の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であると推認できる。

また、D町は、平成24年度以降の住民税課税資料を保管している旨回答しており、同町から提出された請求者に係る住民税課税資料によると、平成23年、平成24年及び平成25年におけるA社の給与収入額及び社会保険料控除額の年額が確認できる。

しかしながら、前述のとおり、A社の請求期間当時の代表取締役は死亡しており、同社の破産手続終結時の代表取締役からは回答が得られず、同社の閉鎖事項全部証明書で確認できる破産管財人は、請求者に係る資料は保管していない旨回答している上、請求者は、平成25年12月分以前の給与明細書は保管していない旨陳述していることから、請求者の平成11年6月14日から平成25年12月1日までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求者に係る平成25年12月分以前の給与の内訳は不明である上、平成23年、平成24年及び平成25年に係る複数の同僚の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額は法定の料率で算出されておらず、各同僚に適用されている厚生年金保険料率も一致していないことから、上記預金取引明細表（流動性）により確認できる各月の給与振込額並びに上記住民税課税資料により確認できる給与収入額及び社会保険料控除額の年額から、請求者の平成11年12月1日から平成25年12月1日までの期間に係る報酬月額及び各月の厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の平成11年6月14日から平成25年12月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち平成11年6月14日から平成25年12月1日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成25年12月	24万円	38万円		38万円	38万円	
平成26年1月	24万円	32万円		38万円	32万円	
平成26年2月	24万円	34万円		38万円	34万円	
平成26年3月	24万円	34万円		32万円	32万円	
平成26年4月	24万円	38万円		32万円	32万円	
平成26年5月及び同年6月	24万円	34万円		32万円	32万円	
平成26年7月	24万円	36万円		32万円	32万円	
平成26年8月	24万円	34万円		32万円	32万円	
平成26年9月から平成27年8月まで	26万円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成27年9月から平成28年1月まで	28万円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成28年2月から平成28年8月まで	28万円		34万円	34万円	34万円	
平成28年9月から平成29年8月まで	30万円		34万円	34万円	34万円	
平成29年9月から平成30年4月まで	30万円		36万円	34万円	34万円	36万円
平成30年5月から同年8月まで	30万円		36万円	30万円		36万円
平成30年9月から令和元年8月まで	30万円		32万円	30万円		32万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400179号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400038号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間の標準賞与額を22万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月27日

私は、A事業所から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る2021年12月賞与支給明細書、2021年賃金台帳、令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿及び事業主の回答並びに請求者から提出された2021年12月賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間において事業主から22万8,960円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生

年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400180号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400039号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年6月20日から同年9月20日まで

私が所持するA事業所B支社が発行した昭和59年分給与所得の源泉徴収票によると、中途就職の年月日が昭和59年6月20日と記載されているが、同支社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年9月20日となっている。私は、昭和59年6月20日に同支社C事業所に就職し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、同支社における当該資格の取得年月日を同年6月20日と訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者の記録により、請求者は、A事業所B支社において昭和59年6月20日に被保険者資格を取得し、昭和61年3月31日に同支社を離職していることが確認でき、同支社の承継事業所であるD事業所から提出された請求者に係る社会保険被保険者台帳(写)(以下「台帳」という。)によると、請求者が同支社において雇用保険被保険者となった日は昭和59年6月20日、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は昭和61年4月1日と記載されていることが確認できる上、請求者から提出された昭和59年分給与所得の源泉徴収票により、同支社の就職年月日は昭和59年6月20日であることが確認できることから、請求者は、請求期間に同支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、台帳によると、請求者に係るA事業所B支社における請求期間の勤務実態が確認できず、D事業所は、台帳以外の資料は保管していない旨回答していることから、請求者が厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたか確認す

ることができない。

また、D事業所は、台帳によると、請求者に係る雇用保険の被保険者となった日は昭和59年6月20日だが、A事業所採用年月日（厚生年金取得日）は同年9月20日と記載されていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない上、請求者の給与から請求期間の厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

さらに、請求者から提出された出役票・賃金計算書により確認できる担当者及び責任者計3人のうち、オンライン記録により、請求期間にA事業所B支社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき所在が判明した1人及び請求者が氏名を挙げた同僚に行った文書照会に回答があった者のうち1人は、同支社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、勤務開始時から全職員を加入させていた旨回答しているものの、D事業所は、雇用形態や職種によって異なる取扱いであり、試用期間やアルバイトの者は、勤務開始時から加入していない者もいた旨回答している。

加えて、企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）によると、請求者に係る厚生年金基金加入員資格の取得年月日は昭和59年9月20日であることが確認でき、請求者から提出された一時金支払通知書に記載されている「昭和61年分退職所得の源泉徴収票 特別徴収票」には、勤務先の記載はないものの、就職年月日は昭和59年9月20日と記載され、厚生年金基金加入員資格の取得年月日と一致している上、当該厚生年金基金加入員資格の取得年月日は、請求者に係るA事業所B支社の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できる請求者の同支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致する。

また、請求者から提出された昭和59年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄の給与等からの控除分欄は7万1,416円、摘要欄には前職分の社会保険料4万692円が記載されていることから、当該7万1,416円には前職分の社会保険料4万692円が含まれており、その差額である3万724円がA事業所B支社から支払われた給与から控除された社会保険料等の金額であると考えられる。しかしながら、オンライン記録どおりに厚生年金保険被保険者資格を取得した場合の社会保険料額3万338円は当該3万724円に近似し、昭和59年6月20日に同支社に勤務した時に厚生年金保険被保険者資格を取得したと想定した場合の社会保険料額5万7,593円は当該3万724円を超過することから、当該3万724円には請求期間の厚生年金保険料は含まれていないと考えられる。

さらに、請求者が請求期間当時に住所を定めていたことが確認できるE市の税務課に対し、請求者に係る昭和59年分の所得が確認できる住民税課税資料の保存状況について照会したところ、同課の担当者は、住民税課税資料の保存年限は10年であり、請求期間の当該資料は保存していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。